

福岡県公報

令和四年三月二十二日
第二百八十四号
増刊
①

目次

告示(第二百六十号)

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示(林業振興課)……………1

告示

福岡県告示第二百六十号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月二十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程(昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号)

の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「一般の競争、指名競争又は随意契約」を「入札又は見積り合せ」に

、「競争入札等」を「入札等」に改める。

別表一補助金の額の欄中

1 当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント
2 森林作業道整備のうち、平成30年7月豪雨で被災した森林作業道の復旧に要する経費について知事が必要と認めるときは、第2条の補助金に加算して補助するものとし、加算の割合は、別表9のとおりとする。この場合の補助金の額は、第2条に基づき補助金の額を差し引いた額とする。

当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント

を

に改める。

別表二中

<p>(7) 市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は寄附や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。)</p> <p>(8) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上(付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。)</p>
--	--

を

(7) 市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は寄附や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。）による災害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。）

(4) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）

1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）
なお、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、第3条に定める補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ヘクタール以上とする。

(7) 市町村（自ら所有する森林以外で、森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合に限る。）

(4) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林以外で、地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合に限る。）

(7) 市町村（自ら所有する森林以外で、森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は事業主体自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。）

(4) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林以外で、地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合に限る。）

別表三補助金の額の欄中「別表10」や「別表9」に定める。別表九を削り、別表十を別表九とする。

附 則
この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、令和三年度分の補助金から適用する。